公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１３７号
宮城県大崎市古川穂波３丁目３番59号　シャトー・ド・メール２号、従前の住所宮城県大崎市古川駅東３丁目７番41号　プラムクリークⅠ番館201号
債務者　明石　聡昌
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
大阪府泉大津市旭町７番15―803号、前住所大阪府泉大津市昭和町９番46号
債務者　辻　喜代美
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　好美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２２３７号
名古屋市南区呼続１丁目14番21号
債務者　新谷千賀子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶田　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
秋田県大仙市協和境字苅谷沢50番地４
債務者　武田美智子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第３９号
秋田県大仙市強首字強首550番地32
債務者　小山田　潤
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第２２０６号
横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目20番５号　サニーサイドヒル茅ケ崎南Ｂ―２
債務者　伊勢　義隆
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　航平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６０号
愛知県岡崎市樫山町字宮東43番地
債務者　永谷　典子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　克俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１４２号
名古屋市中川区畑田町２丁目２番地　市営畑田荘４棟509号、住民票上の住所名古屋市中川区馬手町２丁目77番地　馬車道館105号
債務者　羽山　浩司
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１８号
奈良県桜井市大字粟殿819番地の15
債務者　明光義塾高の原教室こと　中村　達也
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４２号
秋田県大仙市福田字上福田12番地
債務者　佐々木有子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　憲史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第６１３号
静岡県牧之原市静波2174番地１　ソル・サリエンテ静波103、旧住所静岡県焼津市中島1077番地
債務者　曾根　達巳
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０号
秋田県大仙市大花町７番20号―２号
債務者　福田　　明
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第２０９９号
名古屋市守山区川上町102番地
債務者　中部コンクリートこと　森　　政義
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８２号
名古屋市南区鳴浜町２丁目82番地　ファミール鳴浜Ⅱ　101号、従前の住所愛知県日進市赤池５丁目2004番地　メゾンデュオ赤池Ⅱ棟101
債務者　近藤　千恵
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　高志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１４号
三重県桑名市大字福島857番地
債務者　伊藤　嘉彦
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２１９７号
横浜市鶴見区生麦１丁目10番12―501号
債務者　松木　時彦
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部